

第7期赤穂市障がい福祉計画・第3期赤穂市障がい児福祉計画 進捗管理（PDCA）シート

国保連等の実績値による（4月～3月利用分）

資料 1

計 画
[Plan]

↓
実 行
[Do]

【成果目標】

	基準値	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	見込設定	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
施設入所者の地域生活への移行										
福祉施設の入所者の 地域生活への移行	67人（R4年度）（累計）	2人	3	—	3人	—	—	4人	—	—
	基準値の6%移行	3.0%	—	—	4.5%	—	—	6.0%	—	—
	施設入所者数	67人（R4）	66人	75人	—	65人	—	64人	—	—
	基準値より5%削減	1.5%	—	—	3.0%	—	—	4.5%	—	—
福祉施設から一般就労への移行等										
一般就労目標数	12人（R3年度）	12人	8人	66.7%	14人			16人		
	基準値の1.28倍									
就労移行支援からの一般就労	4人（R3年度）	4人	2人	50.0%	4人			5人		
	基準値の1.31倍									
就労継続支援A型からの 一般就労	0人（R3年度）	1人	3人	300.0%	1人			1人		
	基準値の1.29倍									
就労継続支援B型からの 一般就労	3人（R3年度）	4人	3人	75.0%	4人			4人		
	基準値の1.28倍									
就労定着支援事業利用者数	2人（R3年度）	2人	3人	150.0%	2人			3人		
	基準値の1.41倍									

【実績と見込量：障害福祉サービス等】

		令和6年度			令和7年度			令和8年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
訪問系	居宅介護	[時間/月]	742	588	79.2%	762		772		
	[人/月]	62	49	79.0%	64			65		
	重度訪問介護	[時間/月]	15	15	100.0%	15		15		
	[人/月]	1	1	100.0%	1			1		
	同行援護	[時間/月]	509	533	104.7%	509		509		
	[人/月]	19	20	105.3%	19			19		
	行動援護	[時間/月]	25	22	88.0%	25		25		
	[人/月]	3	3	100.0%	3			3		
	重度障害者等 包括支援	[時間/月]	0	0	—	0		0		
	[人/月]	0	0	—	0			0		
日 中 活動系	生活介護	[人日/月]	2,351	2,402	102.2%	2,371		2,391		
	[人/月]	123	123	100.0%	124			125		
	自立訓練 （機能訓練）	[人日/月]	14	13	92.9%	14		14		
	[人/月]	1	1	100.0%	1			1		
	自立訓練 （生活訓練）	[人日/月]	0	0	—	0		0		
	[人/月]	0	0	—	0			0		
	就労選択支援	[人/月]	—	—	—	0		0		
	[人/月]	—	—	—	0			0		
	就労移行支援	[人日/月]	54	53	98.1%	71		87		
	[人/月]	3	4	133.3%	4			5		
	就労継続支援 A型	[人日/月]	1,329	898	67.6%	1,349		1,369		
	[人/月]	65	47	72.3%	66			67		
	就労継続支援 B型	[人日/月]	2,337	2,489	106.5%	2,377		2,437		
	[人/月]	149	164	110.1%	151			154		
	就労定着支援	[人/月]	—	—	—	—		—		
居住系	療養介護	[人/月]	3	2	66.7%	4		5		
	[人/月]	10	10	100.0%	10			10		
	短期入所（福祉型）	[人日/月]	236	246	104.2%	246		256		
	[人/月]	24	28	116.7%	25			26		
	短期入所（医療型）	[人日/月]	4	8	200.0%	4		4		
	[人/月]	1	3	300.0%	1			1		
	自立生活援助	[人/月]	—	—	—	—		—		
	[人/月]	0	0	—	0			0		
	共同生活援助 （うち重度障がい者）	[人/月]	52	51	98.1%	54		56		
	[人/月]	25	26	104.0%	26			27		
相 談 支 援	施設入所支援	[人/月]	64	72	112.5%	64		64		
	計画相談支援	[人/月]	125	116	92.8%	127		129		
	地域移行支援	[人/月]	—	—	—	—		—		
	地域定着支援	[人/月]	1	0	0.0%	1		1		
障害児 通 所	児童発達支援	[人日/月]	600	499	83.2%	600		600		
	[人/月]	110	94	85.5%	110			110		
	放課後等 デイサービス	[人日/月]	1,100	1,036	94.2%	1,100		1,100		
	[人/月]	115	112	97.4%	115			115		
	保育所等 訪問支援	[人日/月]	1	2	200.0%	1		1		
	[人/月]	1	1	100.0%	1			1		
	居宅訪問型 児童発達支援	[人日/月]	0	0	—	0		0		
	[人/月]	0	0	—	0			0		
	障害児相談支援	[人/月]	80	51	63.8%	80		80		
障害児 相 談 支 援	医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置	[人]	1	1	100.0%	1		1		
	ペアレントトレーニング等の受講者数	[人]	20	12	60.0%	25		30		

【当該年度の評価】

【福祉施設の入所者の地域生活への移行】
障害者施設から地域生活への移行者数は3人であり、移行は緩やかに進んでいる。
【福祉施設から一般就労へ移行】
一般就労への移行は、就労継続支援A型からの移行が目標値を上回っているが、就労移行支援や就労継続支援B型からの移行は目標値を下回った。
【障害福祉サービス等】
訪問系サービスについては、居宅介護が見込量を下回っている。事業所の人員不足の為サービス提供時間に制限が出ていたことが影響しているものと考えられる。
日中活動系については、全体的に見込どおりの実績だが、就労継続支援A型は見込量を大きく下回っており、これは市内事業所が就労AからBへ変わったことで市内事業所数が3か所から2か所へ減少したことが要因となっていると思われる。医療型短期入所は今期はこれまでの計画より少なく見込んでいたが、実際の利用量はそれを上回っていた。
居住系については、施設入所について見込を超えており、地域移行者を新規入所者が上回っていることがわかる。
相談支援については、地域移行支援事業所が市内に1か所あり、令和5年度に1名利用があったが、令和6年度は利用がなかったため、今後各年度1名以上利用できるような事業所に促していく。
障害児通所については、放課後等デイサービスの利用ニーズが多い状況が続いている。
【地域生活支援事業】
手話通訳者・要約筆記者派遣件数が見込を下回ったが、特段要因があるわけではない為今後の動向を注視していく。

【課題・改善点】

【福祉施設の入所者の地域生活への移行】
障がいのある人が地域で生活できるよう、不動産業者へ障害についての理解を深めてもらえるようなPRを検討していく。
【福祉施設から一般就労へ移行】
一般就労を希望する利用者が希望する職種や業種に就けるよう支援すると共に、企業等への障がい者雇用に対する働きかけを行う。加えて、就労移行支援事業所の利用促進に努めたり、西播磨就業・生活支援センターとの連携強化を図り、一般就労移行後の定着支援に努める。
【障害福祉サービス等】
利用者が必要とするサービス量を確保するため、支援事業所や関係機関と連携して受け入れ体制強化を図る。
計画相談支援は、障がい者、障がい児ともサービスの利用者が年々増加し、相談支援員一人当たりの担当ケースが増加していることが大きな課題である。令和6年度からはセルフプランの利用も進めてきたが、まだ相談支援員の負担は大きく今後より一層のセルフプラン活用が必要である。
また、障がいのある子どものサービス利用希望は年々増えており、特に放課後等デイサービス事業所の確保が必要であるため、事業所の新規参入を働きかける。
【地域生活支援事業】
基幹相談支援センターを中心に障がいや障がいのある人への理解を深める事業を実施していくように努める。

【協議会等意見】

評 価
[Check]

↓
改 善
[Act]

【参考】活動指標(障害福祉サービス等・地域生活支援事業)にかかるサービス概要

(1)障害福祉サービス等

令和7年3月末現在

サービス名		サービス内容	市内事業所
訪問系	居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言を行う。	赤穂市社協 伯鳳会在宅ケアセンター えにし 赤穂らいふ・けあ パティ
	重度訪問介護	居宅において入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等を総合的に行う。	赤穂市社協 伯鳳会在宅ケアセンター えにし 赤穂らいふ・けあ
	同行援護	視覚障がいのある人につき、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読も含む)、移動の援護等の支援を行う。	赤穂市社協 パティ
	行動援護	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の支援を行う。	えにし パティ
	重度障害者等包括支援	居宅介護をはじめとする複数の障害福祉サービスの提供を包括的に行う。	—
日中活動系	生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供、身体機能及び生活能力の向上のため必要な援助を行う。	精華園(成人寮、児童寮) 生活介護はくほう わかば園 ピアサポート兵庫 Komorebiわーく
	自立訓練(機能訓練)	障害者支援施設や自宅等において、一定期間、身体的リハビリ、生活に関する相談・助言等、必要な支援を行う。	—
	自立訓練(生活訓練)	障害者支援施設や自宅等において、一定期間、自立した日常生活に必要な訓練、生活等に関する相談・助言等、必要な支援を行う。	—
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、職場実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上等のために必要な訓練を行う。	さくら園 SORA(休止中)
	就労継続支援A型	雇用契約に基づく就労機会の提供とともに、一般就労に必要な知識・能力の向上等に必要な支援を行う。	げんぶ A型はくほう
	就労継続支援B型	一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動等の機会を提供し、知識・能力の向上等に必要な支援を行う。	精華園やまびこ寮 みのり大地/SORA わかば園/さくら園 ワーキング西播磨 ピアサポート兵庫 Komorebiわーく ういず ゆー/フロンティア
	就労定着支援	障がいのある人の就労や、就労に伴って生じている生活面での課題を解決し、長く働き続けるよう支援を行う。	—
	療養介護	医療機関等で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援を行う。	—
	短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により、障害者支援施設等に短期間の入所を必要とする障がいのある人につき、当該施設に短期間の入所をし、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。	精華園(成人寮、児童寮、やまびこ寮) ぶくぶくほーむ ソーシャルインクルーホーム 赤穂北野中
居住系	共同生活援助	共同生活を営むべき住居に入居している障がいのある人につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。	精華園 涼風荘 ファミリア ソーシャルインクルーホーム 赤穂北野中
	施設入所支援	施設に入所する障がいのある人につき、主に夜間に入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。	精華園(成人寮、児童寮、やまびこ寮)
相談支援	計画相談支援	支給決定時のサービス等利用計画の作成(サービス利用支援)及び支給決定後の見直し(継続サービス利用支援)を行う。	精華園 さんぼみち 赤穂市社協 ばいろうと
	地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。	さんぼみち
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う。	—
障害児通所	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。	あしたば園 ふうり/風音
	放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う。	精華園/風音 てくてく/はくほう 木のおうち かめのこ きつと・もっと・みらい 木のおうち
	保育所等訪問支援	保育所等において集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	風音
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅において日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のための訓練等を行う。	—
障害児相談支援	障害児相談支援	支給決定時の障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の見直しを行う。	精華園 七色こんぺいとう ばいろうと

(2)地域生活支援事業

事業名	サービス内容
①理解促進研修・啓発事業	市が実施する地域住民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発事業
②自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業
③相談支援事業	
・障害者相談支援	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他権利擁護のために必要な援助を行う
・基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談等の業務を総合的に行う。
・相談支援機能強化	特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し相談支援機能の強化を図る。
・住宅入居等支援	一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行う。
④成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより障がいのある人の権利擁護を図る。
⑤成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行うことができる法人等を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで障がいのある人の権利擁護を図る。
⑥意思疎通支援事業	
・手話通訳者設置	手話通訳者を設置する。
・手話通訳者・要約筆記者派遣	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に手話通訳、要約筆記等の方法により意思疎通の円滑化を図る。
⑦手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕委員を養成研修する。
⑧日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、必要な要具を給付する。
⑨移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出の支援を行うことにより社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。
⑩地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化させる。
⑪日中一時支援事業	家族の就労支援及び家族の一時的な休息のための日中活動の場を確保する。
⑫点字・声の広報等発行	点訳音声訳その他分かりやすい方法により広報や事業の、生活情報の紹介を必要に応じて提供する。
⑬訪問型歩行訓練	視覚障がいのある人が日常生活圏において単独歩行できるよう、歩行訓練士を派遣する。
⑭訪問入浴サービス	居宅での入浴が困難な重度の身体障がいのある方で方へ、居宅へ訪問による入浴サービスを提供する。